

2025年9月吉日

学 校 長 殿
奨学生担当教諭殿

公益財団法人 ブルボン吉田記念財団
理事長 吉 田 康
〒945-0063
新潟県柏崎市諏訪町10番17号
奨学金担当事務局
TEL 0257 (21) 9223
FAX 0257 (28) 5755
E-mail shougaku@bourbon-yoshidakinen.jp

2026年度（第50回）奨学生募集についてのお願い

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は当財団の事業につき格別のご理解を賜り、誠にありがとうございます。

お蔭様にて、当財団は1976年秋に財団法人吉田奨学財団として設立（2013年4月1日に公益財団法人ブルボン吉田記念財団に移行）して以来、学力優秀で学ぶ意欲がありながら経済的事由等により修学が困難な学生に奨学援護を行い、人材の育成、教育の振興を図り、社会の発展に寄与することを目的に年々その事業を推進してまいりました。今春まですでに600名余りが学窓を巣立ち、おのおの実社会で活躍しており、在学中の奨学生118名は勉学に勤しんでおります。（※所得制限につきましては、独立行政法人日本学生支援機構の「第二種奨学金の家計基準」に準じます。）

つきましては、後記のとおり来春、4年制大学へ進学する方を対象に、2026年度（第50回）奨学生を募集いたします。なお、2025年度より募集地域を東北6県・新潟県・長野県から、北陸3県（富山県・石川県・福井県）を加えた計11県に拡大し、募集人員も増員しております。

また、卒業生（浪人生）の方にも、門戸を開放しております。

時節柄ご多用のなか誠に恐縮に存じますが、同封書類をご参照のうえ、学生の皆様にご周知いただき、条件にかなう奨学金貸与希望者をご推薦賜りたく、お願い申し上げます。

まずは右要用のみご案内方々お願い迄申し上げます。

敬 具

[追伸]

当財団においては、他の奨学制度との併願を認めており、また、卒業後の進路については、まったく自由で何ら拘束されることはありません。

(記)

1. 2026年4月入学(第50回)奨学生募集人員

大学生 30名

2. 奨学金貸与額および返還の方法

貸与月額	1人当り貸与額(正規の修学期間)	返還の方法
30,000円/月	30,000円×12か月×4か年=1,440,000円	卒業後2年目から10年間で割賦返還、無利息

注) 医学部、薬学部学生は貸与年数6年

3. 出願の手続

下記の提出書類を在学(卒)高等学校経由にて提出してください。

提出書類		選考別提出書類		財団 所定の 様式
		第1次選考	第2次選考	
出願 時 提出	1. 奨学生願書	○		○
	2. 家族状況調査書	○		○
	3. 奨学生推薦書	○		○
	4. 調査書(本年1学期まで)	○		
	5. 健康診断書(校内診断票写で可)	○		
	6. 個人情報の取得に関する同意書 (採用選考)	○		○
進学 決定 時 提出	7. 所得証明書(市町村発行)		○	
	8. 合格通知書または入学通知書の写		○	
	9. 誓約書(連帯保証人連署)		○	○
書類提出の締切日		2025年12月31日 (必着)	2026年3月25日 (必着)	
採否通知の発信予定時期		2026年2月初旬	2026年4月中旬	

※卒業生(浪人生)の健康診断書は、3か月以内のものを提出してください。

4. 同封書類(複数の方が出願される場合は、コピーを取ってご使用ください)

- 1) 奨学金貸与規程
- 2) 奨学生願書
- 3) 家族状況調査書
- 4) 奨学生推薦書
- 5) 個人情報の取得に関する同意書(採用選考)

※誓約書は、第1次選考結果の通知時にお送りいたします。

5. ご不明な事項等のお問合せは、当財団事務局 担当: 永井、佐藤、前澤

(電話) 0257-21-9223 (FAX) 0257-28-5755 (E-mail) shougaku@bourbon-yoshidakinen.jp
までご連絡ください。

なお、上記募集関連の書類は当財団の奨学生採用のための資料、および採用された後の奨学生としての管理目的以外に使用するものではありません。

以上

公益財団法人 ブルボン吉田記念財団 奨学金貸与規程

第1章 総 則

第1条（奨学生の資格）

この財団が学資を貸与する場合は、学力優秀で学ぶ意欲がありながら経済的事由等により、大学での修学が困難と認められる学生とする。

2 この財団から学資の貸与を受ける者を奨学生と称し、貸与する学資を奨学金と称する。

第2条（奨学金の額および貸与期間）

奨学金の額は月額30,000円以内とし、その貸与期間は貸与を開始した時から奨学生の現に在学する大学の正規の修学期間を終了する時までの最短期間とする。

第2章 奨学生の採用と奨学金の貸与

第3条（願出の手続）

奨学生志願者は、連帯保証人と連署した奨学生願書に次の書類を添えて本財団に提出するものとする。

- ① 家族状況調査書
- ② 学業成績証明書（調査書）および健康診断書
- ③ 在学校長の推薦書
- ④ 個人情報取得に関する同意書（採用選考）

2 前項の連帯保証人は2名（収入のある18歳以上の者）とし、うち1名は父母兄弟またはこれに代る者とし、他の1名は独立の生計を営む者であって、いつでも本人と連絡できる者でなければならない。

3 願書提出の期限は、毎年12月末日（休日を除く）とする。

4 上記第2項の連帯保証人が、不在の場合については、本財団に相談のうえ、対応を検討することができる。

第4条（奨学生の選考）

奨学生の選考結果は、理事2名以内および学識経験者3名（評議員を含むことができる）による奨学生選考委員会の選考を経て、理事長が決定し、在学学校を経由して本人に通知する。

第5条（奨学生の採用手続）

奨学生は、採用に際し次の書類を添えて本財団に提出しなければならない。

- ① 誓約書
- ② 所得証明書
- ③ 合格通知書または入学通知書の写し

2 奨学生採用決定通知を受けた者は、奨学金振込先の指定通知書および個人情報の取得に関する同意書（採用後）を提出しなければならない。

3 第1項の誓約書に記載する連帯保証人は2名（収入のある18歳以上の者）とし、うち1名は父母兄弟またはこれに代る者とし、他の1名は独立の生計を営む者であって、いつでも本人と連絡のできる者でなければならない。

第6条（奨学金の貸与）

奨学金は、毎月1か月分ずつを貸与することとし、特別の事情があるときは、2か月以上を合わせて貸与することができる。

第7条（奨学金領収証の提出）

奨学金の貸与を受けた奨学生は、そのつど直ちに奨学金領収証を本財団に提出しなければならない。

第8条（学業成績の報告と奨学金継続願の提出）

奨学生は毎学年度始めには、前年度の学業成績証明書を添えて奨学金継続願を提出しなければならない。

第9条（奨学生の異動届出）

奨学生は次の各号の1に該当する場合、連帯保証人と連署のうえ、直ちに届出なければならない。

- ① 長期欠席、休学、復学、転学または退学したとき
- ② 停学その他の処分を受けたとき
- ③ 連帯保証人を変更したとき
- ④ 本人または連帯保証人の氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき

第10条（退学による奨学金の取扱い）

奨学生が退学したときは、奨学金を辞退したものとみなす。

第11条（転学による奨学金の取扱い）

奨学生が他の4年制以上の大学に転学し、奨学金貸与の継続を希望する場合は、合格通知書の写しを添えて奨学金継続願を提出後、理事長の許可を得なければならない。

第12条（奨学金貸与の延長）

奨学生が大学院に進学し、大学院在学期間において奨学金貸与の継続を希望する場合は、合格通知書の写しを添えて奨学金継続願を提出しなければならない。

- 2 奨学生が大学を卒業後、より専門性を高めるために大学院相当へ進学し、奨学金貸与を希望する場合は、合格通知書の写しを添えて奨学金継続願を提出後、理事長の許可を得なければならない。
- 3 奨学生がやむを得ず留年し奨学金の貸与継続を希望するときは、在学する大学の正規の修学期間を終了するときに、奨学金継続貸与の意向確認書を提出し、理事長の許可を得なければならない。許可を得た後、前年度の学業成績証明書を添えて奨学金継続願を提出しなければならない。但し、延長期間は1年限りとする。

第13条（奨学金の休止、停止および貸与期間の短縮）

奨学生が休学または長期にわたって欠席したときは、奨学金の貸与を休止する。

- 2 奨学生の学業または性行などの状況により、補導上必要があると認めたときは、奨学金の貸与を休止または停止し、あるいは奨学金の貸与期間を短縮することがある。

第14条（奨学金の復活）

前条の規程により奨学金の貸与を休止または停止された者が、その事由が止んで願い出たときは、奨学金の貸与を復活することがある。但し、休止または停止された時から2年を経過したときはこの限りではない。

第15条（奨学金の廃止）

奨学生が次の各号の1に該当すると認められるときは、奨学金の貸与を廃止することがある。

- ① 疾病などのため卒業の見込みがないとき
- ② 学業成績または性行が不良となったとき
- ③ 奨学金を必要としない事由が生じたとき
- ④ 奨学生としての責務を怠り奨学生として適当でない事実があったとき
- ⑤ 在學校で処分を受け学籍を失ったとき
- ⑥ その他第1条第1項に規定する奨学生としての資格を失ったとき

第16条（奨学金の辞退）

奨学生は、いつでも奨学金の辞退を申出ることができる。

第17条（奨学金借用証書と返還予定書の提出）

奨学生が次の各号の1に該当する場合は、在学中貸与を受けた奨学金の金額について、連帯保証人2名が連署した奨学金借用証書に、この規程に定める基準によった奨学金返還予定書および本人と連帯保証人2名の印鑑証明書を添えて、直ちに提出しなければならない。

尚、奨学生の印鑑証明書がない場合には、住民票の写しの提出でも可とする。

- ① 卒業または奨学金貸与期間が終了したとき
- ② 退学したとき
- ③ 奨学金の貸与を廃止されたとき
- ④ 奨学金を辞退したとき

但し、奨学金借用証書提出期限前に全額一括返還した場合には、奨学金借用証書及び奨学金返還予定書の提出は免除する。

- 2 前項の予定書が承認されたときは、これに基づいて返還しなければならない。
- 3 第1項の連帯保証人(収入のある18歳以上の者)は、1名は父母兄弟またはこれに代る者とし、他の1名は独立の生計を営む者であって、いつでも本人と連絡のできる者でなければならない。

第18条(奨学金の利息)

奨学金には利息をつけない。

第3章 奨学金の返還

第19条(奨学金の返還)

奨学生が、第17条第1項各号の1に該当するときには、貸与の終了した月の翌月より起算して1年を経過した後10年以内に奨学金を返還しなければならない。

- 2 前項の奨学金の返還は年賦、半年賦、月賦またはその他の1年以内の割賦の方法によらなければならない。但し、奨学生であった者の都合により、いつでも繰上げ返還をすることができる。
- 3 前2項の規程に係らず、奨学金の貸与を受けた者が、次の各号の1に該当する場合は貸与した奨学金の全部または一部につき、繰上げ償還させることができる。

- ① 奨学金を貸与の目的以外に使用したとき
- ② 偽りの申請その他不正の手段によって貸与を受けたとき
- ③ 返還金の支払を怠ったとき
- ④ 奨学金借用証書と返還予定書の提出を怠ったとき

- 4 前3項の規程により本財団より奨学金の償還を求められたにも拘らず、その求めに応じない場合には、本財団は、顧問弁護士と協議の上、必要な調査および法的措置をとることができる。

第20条(奨学生であった者の届出)

奨学生が第17条第1項各号の1に該当するときは、6か月以内に、進路報告書にてその住所および職業を届出なければならない。

- 2 奨学生であった者が大学院または大学院相当に進学し奨学金の延長を求めないときは、直ちに進路報告書にてその住所および進学先を届出なければならない。
- 3 奨学生であった者および連帯保証人が、奨学金返還完了前に氏名、住所、職業、その他重要な事項に変更があったときは、直ちに届出なければならない。
- 4 奨学生であった者は、その連帯保証人を変更したときは、直ちに新たな連帯保証人の印鑑証明書を添えて届出なければならない。

第21条(奨学金の返還猶予)

奨学生であった者が次の各号の1に該当する場合は、願出によって奨学金の返還を猶予することがある。

- ① 失業のため収入がないとき
 - ② 災害または疾病等によって返還が困難になったとき
 - ③ 大学院または大学院相当に在学するとき(奨学金貸与の継続を希望しないとき)
 - ④ 外国にあって学校に在学し、または研究に従事するとき
 - ⑤ その他真に止むを得ない事由によって、返還が著しく困難となったとき
- 2 返還猶予期間は前項第3号に該当するときは、その事由継続中とする。その他の各号の1に該当するときは、1年以内とし、更にその事由が継続するときは、願出により重ねて1年ずつ延長することができる。但し、5年を限度とする。

第22条(返還猶予の願出)

返還猶予を願出しようとする者は、その事由に応じて、それぞれこれを証明することのできる書類を添付し、連帯保証人と連署のうえ、奨学金返還猶予願を提出しなければならない。

- 2 奨学金返還猶予願の提出があったときは理事長において審査決定し、その結果を本人に通知する。

第23条(延滞金)

奨学生であった者が正当な事由なくして奨学金の返還を怠ったときは、年3パーセントの割合をもって算出した延滞金を徴収することがある。

第24条（死亡の届出）

奨学生が死亡したときは、相続人または連帯保証人は、死亡診断書を添えて、直ちに死亡届を提出しなければならない。

- 2 奨学生であった者が奨学金返還完了前に死亡したときは、相続人または連帯保証人は、死亡診断書を添えて直ちに死亡届を提出しなければならない。

第4章 奨学金の返還免除

第25条（奨学金の返還免除）

奨学生または奨学生であった者が死亡し、または精神もしくは身体の機能に著しい障害を生じて労働能力を喪失し、奨学金の返還未済額の全部または一部について返還不能となったとき、その他特に必要があるときは、その全部または一部の返還を免除することがある。

第26条（返還免除の願出）

奨学金の返還免除を受けようとするときは、本人または相続人は、連帯保証人と連署のうえ奨学金返還免除願に次の書類を添付して提出しなければならない。

- ① 死亡によるときは戸籍（除籍）謄本、障害によるときはその事実および程度を証する医師または歯科医師の診断書

- ② 返還不能の事実を証する書類

第27条（返還免除願出の期限）

奨学金返還免除願は、その事由が生じたときから1年以内に提出しなければならない。但し特別の事情があったと認められる場合は、更に1年以内にその期限を延長することができる。

第28条（返還免除の決定）

奨学金返還免除願の提出があったときは、理事長において審査決定し、その結果を本人、相続人または連帯保証人に通知する。

第5章 補 則

第29条 この規程の実施について必要な事項は、別にこれを定める。

- ・この規程は昭和51年11月22日より実施する。
- ・この規程は平成25年5月22日より一部変更する。
- ・この規程は平成29年11月13日より一部変更する。
- ・この規程は平成31年3月11日より一部変更する。
- ・この規程は令和2年5月19日より一部変更する。
- ・この規程は令和5年3月13日より一部変更する。
- ・この規程は令和5年11月14日より一部変更する。
- ・この規程は令和6年3月12日より一部変更する。
- ・この規程は令和7年5月13日より一部変更する。